

老人憩の家ほかの利用者負担の見直しに関する検討

- 1 老人憩の家の利用者負担の見直しについて
- 2 独居高齢者等緊急通報システム設置事業の利用者負担の導入について

平成 21 年 12 月 25 日

長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会

1 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

(1) 現状

老人憩の家の利用料金

<現状>

・老人憩の家は市内に10施設あり、基本的には浴室と休憩・交流用の広間で構成される。

・市内在住の60歳以上の方... 1回120円

(平成19年度に公衆浴場の値上げに際して100円から120円に改定あり)

・平成20年度の利用者実績(10施設合計)

入浴利用者数... 195,904人 (1日平均69人)

収入額... 18,181千円(利用者一人1回あたり92.8円)

管理運営費... 115,484千円(利用者一人1回あたり589円)

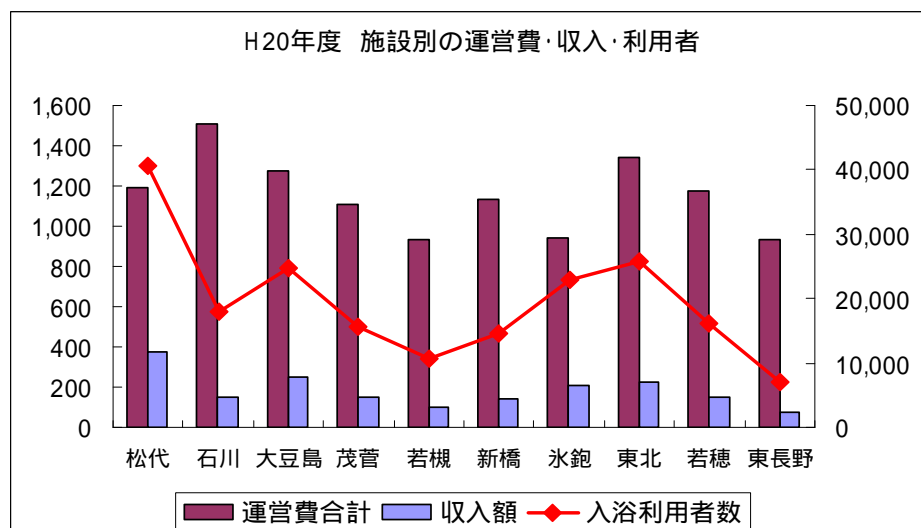
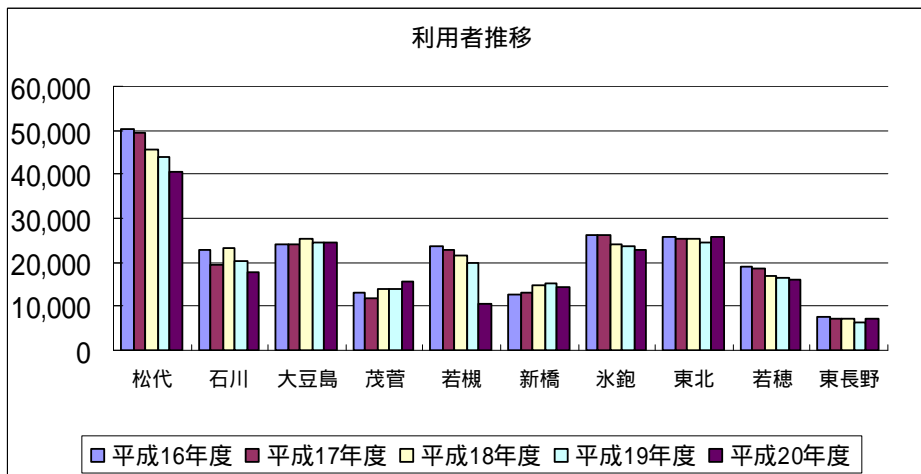
<見直しの背景>

・入浴施設としては、民間の公衆浴場や温泉施設等と競合している。

・民間の公衆浴場の料金(1回380円)やスーパー銭湯、温泉施設と比較して安価な料金設定となっている。

・「行政サービスの利用者の負担に関する基準(H20年)」で見直しを求められている。

老人憩の家の利用者等の状況



(2) 見直しの考え方

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」

- ・ サービス類型により、利用者に一定のコスト負担を求める。
- ・ 老人憩の家の属するサービス類型では、施設運営費の75%と建設費(年償却額)の25%をコストとし、原則として基準との整合を図るように見直す。
- ・ 急激な利用者負担の引き上げになる場合は、現行の負担割合の1.5倍を上限とし、3年後に再度見直しを行う。
- ・ 基準に基づく見直し方針として、憩の家の料金改定例では、現行料金120円の1.5倍(激変緩和)の180円が提示されている。

「あんしんいきいきプラン21」の考え方

- ・ 老人憩の家は高齢者の相互交流や社会参加の場として、介護予防の観点からも必要な施設
- ・ ただし、市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、受益者負担の見直しを検討する。
- ・ 民間と競合する入浴施設部分については段階的に縮小しながら、老朽化した施設の再編を図る。

国の通知との整合

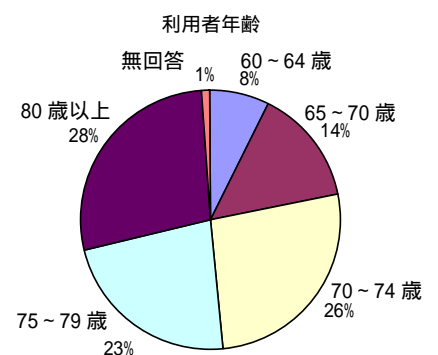
- ・ 過去の国通知により、老人憩の家の利用は原則無料とするものの、特別の設備を設ける場合等にあっては、必要な実費を徴収して差し支えないとしている。

(3) 長野市憩の家のアンケート調査結果

憩の家10施設において、各施設100人、合計1,000人に対してアンケートを実施し、962人から回答を得ました。(平成21年6月調査実施)

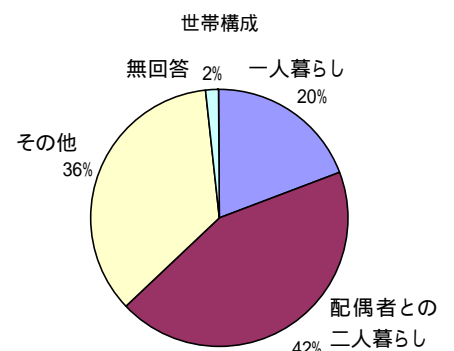
<利用者年齢>

利用者の年齢では、「60歳代」が22%、「70歳代」が49%、「80歳以上」が28%となっています。利用者の年代構成と実際の人口構成を5歳階級で比較すると、70歳以上では各年代とも利用者が実際の人口構成比を5～9ポイント上回る利用、60歳代では6～15ポイント下回る利用となり、高齢年代の利用が多い実態が伺えます。



<利用者世帯構成>

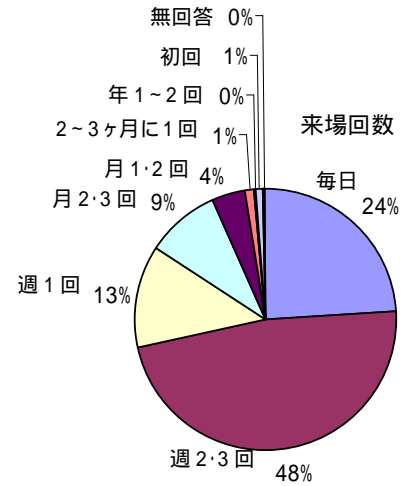
利用者の世帯構成では、「一人暮らし」が20%、「配偶者との二人暮らし」が42%で、全体の6割を占め、高齢者世帯の利用が高いことが伺えます。



< 来場回数 >

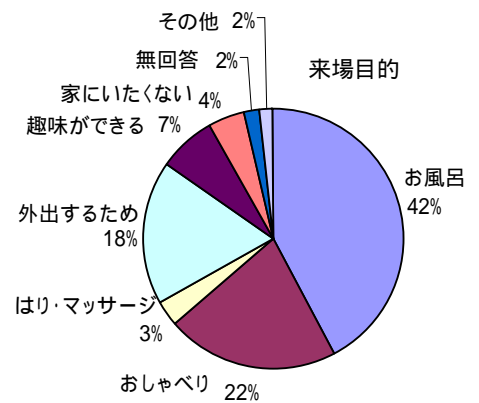
来場頻度については、「毎日」が24%、「週2・3回」が48%、「週1回」が13%と、週に1回以上来ている方の割合が85%となり、利用者の多くがかなりの高頻度で利用している実態が伺えます。

一方、平成20年8月の高齢者等一般調査（60歳以上の市民3,000人へのアンケート）では、老人憩の家の利用について、「利用する」が5.7%、「利用しない」が88.1%だったことと併せて考察すると、利用は限られた一部の方が日常的に利用しているということになります。



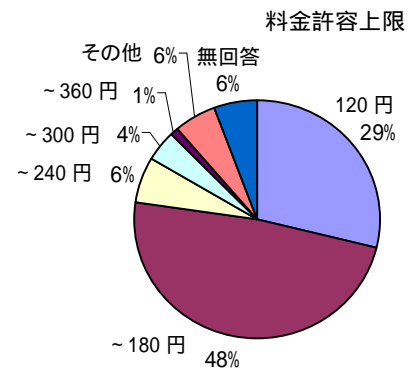
< 来場目的 >

来場の目的を2項目までの複数回答で求めたところ、「お風呂」が42%を占めているほか、「友達とおしゃべり」22%、「健康のため外出」18%など、交流や健康を目的としたものが4割ありました。



< 料金水準 >

現在の120円の料金では500円程度の赤字になることを伝えただけで、幾らまでなら利用するかを聞いたところ、「120円」が29%、「180円」が48%、「240円」が6%、「300円」が4%などとなりました。半数の方が「180円」を妥当とする一方、約3割は値上げを否定する意見でした。



< その他 >

自由記載欄では、「値上げ反対」、「値上げは150円までに」、「民間では300円くらい」など料金に関する意見が多かったほか、現在は無料となる障害者とその付き添いにも負担を求めるべきとの意見が目立ちました。

(4) 収支状況及びコスト計算

20年度の利用者・収入額の状況(10施設の合計)

利用者数	高齢者(a)	159,213人	81.3%	120円
	障害者(b)	31,513人	16.1%	無料(減免)
	保護者(c)	5,109人	2.6%	無料(減免)
	220円該当(d)	69人	0.0%	他市からの親戚など
	入浴合計(e)	195,904人	100.0%	
	(参考)講座参加(f)	12,128人	-	
	(参考)その他減免(g)	1,972人	-	施設運営協力者、慰問など
(参考)総利用者計	210,004人	-		
開館日数(i)	2,840日			1施設290日前後、若槻はH20に工事で約4ヶ月休止
収入額(利用料)(j)	18,181千円			
1日当入浴者(e/i)	69.0人			
1人当収入(j/e)	92.8円			

経費の状況(10施設の合計)

委託費(算ベース)	人件費(A)	45,002千円	39.7%	
	光熱水費(B)	21,374千円	18.9%	
	燃料費(C)	21,607千円	19.1%	
	修繕費(D)	1,840千円	1.6%	
	医療材料費(E)	1,092千円	1.0%	
	手数料(F)	1,584千円	1.4%	
	委託費(G)	8,175千円	7.2%	
	温泉使用料(H)	1,103千円	1.0%	松代のみ
	その他(I)	11,593千円	10.2%	
	委託費合計(K)	113,370千円	100.0%	
(その他)	小規模修繕	828千円		
	その他	1,286千円		
	その他合計(L)	2,114千円		
運営費合計(K+L) S	115,484千円			

経費のうち、入浴関連となるものの算定(備考欄のとおり条件を設定し、施設ごとに計算して集計)

(A+D+I)*浴室面積割合	10,506千円		人件費・修繕費・その他を浴室面積割合で按分
(B+C+E)*90%	39,665千円		光熱水費・燃料費・医薬材料費の9割を算入
(F+G)*70%	6,832千円		手数料・委託費の7割を算入
(H)*100%	1,103千円		温泉使用料を全額算入
Kのうち入浴関連(M)	58,106千円		
Lのうち入浴関連(N)	870千円		その他合計Lのうち浴室工事等を100%算入
入浴関連(M+N) T	58,975千円	51.3%	(割合は の運営費合計Sに対する入浴関連比率)

(参考)

施設面積	4,899.52m ²	100.0%	10施設の合計面積
うち浴室(脱衣室含)	872.60m ²	17.8%	同上

コスト計算(利用者負担に関する基準による)

全体	運営費(S)	115,484千円		上記の合計
	75%(V)	86,613千円		コスト計算の基準により75%を算入
	償却費	19,089千円		施設ごとの年額償却費を算出して合計
	25%(W)	4,772千円		コスト計算の基準により25%を算入
全体コスト(V+W)	91,385千円			

入浴関連	運営費(T)	58,975千円		上記の合計
	75%(Y)	44,231千円		コスト計算の基準により75%を算入
	償却費	3,335千円		施設ごとに浴室部分の年額償却費を算出して合計
	25%(Z)	834千円		コスト計算の基準により25%を算入
入浴関連コスト(Y+Z)	45,065千円			

コスト計算による料金設定の試算

コストをカバーするための料金を、次のように算出しました。

【コスト】÷【入浴利用者数】=【コストに対して利用者が負担すべき料金】

- ・全体コストに対する料金 91,385 千円÷195,904 人 = 466 円
- ・入浴関連コストに対する料金 45,065 千円÷195,904 人 = 230 円

原則として全ての利用者が等しくコストを負担することとし、政策で行う「減免」及び「割引」による実質減収は考慮しない（市の負担となる）

（５）まとめ

老人憩の家の料金の考え方について

対象とすべきコスト

- ・老人憩の家は一般的に、高齢者の教養の向上やリクリエーション等の場を提供するための施設であることから、浴室設備はこれに付随する「特別の設備」と言えます。したがって、国の通達に照らし、利用者負担の見直しに際しては、入浴関連経費を対象に必要な実費を算定することとします。

コスト計算の方法

- ・入浴関連経費は運営費と償却費とし、便宜的に次の設定により算出することとします。
 - < 運営費 > 指定管理の人件費、修繕費、その他経費 ...浴室面積で按分して算入
 - " 光熱水費、燃料費、医薬材料費...経費の 9 割を算入
 - " 手数料、委託費 ...経費の 7 割を算入
 - " 温泉使用料 ...経費の全額を算入
 - 市が実施する小規模修繕等（浴室分のみ）...経費の全額を算入
 - < 償却費 > 施設の年額償却額を各施設の浴室面積で按分して算入
- ・その上で、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に従い、老人憩の家の場合、運営費の 75%、償却費の 25%を受益者である利用者が負担すべき金額とし、残りは公共が負担すべき金額とします。

利用者負担額の水準

- ・利用者負担額の水準は、コスト計算で算出した利用者が負担すべき金額を、原則として入浴利用者全体で負担することとします。

【利用者負担額の水準】=【コスト】÷【年間入浴利用者数】

- ・平成 20 年度の数字（入浴関連コスト合計 45,065 千円、年間入浴利用者 195,904 人）をもとに計算すると、利用者負担額の水準は一人当たり 230 円となります。

- ・なお、本来、利用者は等しくコストを負担すべきことから、年間入浴利用者には料金減免の利用者も含むこととします。ただし、減免は市の政策で実施していることから、減免による実質減収分は利用者ではなく市が負担することが適当です。

利用者負担額の見直しに当たって

方向性

現在の料金（120 円）がコストに対して低額な設定となっていること、また、財源が限られていることを考慮すると、市全体の基準に沿って利用者負担を見直すことは、やむを得ない方向にあります。

見直しについては、コスト計算により求められた利用者負担の水準（230 円）を目安に、今後、料金の段階的な引き上げを実施し、利用者および市の負担の適正化を図ることが妥当と考えます。

なお、見直しと併せて、経費削減の努力や利用者の増加に向けた取組等も行う必要があります。

委員意見

利用者負担の見直しに際して次のような意見がありましたので、委員意見として付記します。

- ・高齢者福祉施設という面からは値上げは好ましくないが、やむを得ない。
- ・高齢者を取り巻く現状を鑑み、値上げ時期と値上げ幅については慎重にお願いしたい。
- ・市や指定管理者の努力により利用者の増加を図る必要がある。今後、更に地域との結び付きを深めたり、若い世代への PR など、利用者の確保に努めるべきである。
- ・障害者やその付添者の減免については、障害の程度に応じて一定の見直しをしてもよいのではないか。
- ・障害者や付添者の減免は継続してほしい。
- ・経費の削減などの一層の努力も必要である。また、赤字施設の廃止など根本的な部分での見直しが必要ではないか。
- ・利用者が減少していく中、料金値上げにより更に利用者が減ることが心配である。
- ・浴場組合が設定している料金とのバランスもある程度考慮しなければならない。
- ・値上げ幅 1.5 倍は大きいように感じるが、180 円という金額で見ると妥当ではないか。
- ・値上げは反対。利用者負担額を上げる前に、サービス向上に取り組み、利用者の増加を図るべきである。

2 独居高齢者等緊急通報システム設置事業の利用者負担の導入について

(1) 現 状

緊急通報システムとは

電話回線を利用した緊急通報装置本体、及び、無線発信機（ペンダント型）等を高齢者に貸与し、急な発作や、転倒など緊急時に、本体またはペンダントのボタンを押すことにより、コールセンターや、あらかじめ登録した協力者へ救助通報を発信するシステムです。

地区によるシステム（サービス内容）の違い

長野地区

コールセンター方式（タクシーによる安否確認あり）

豊野、戸隠、大岡地区

緊急通報装置により、直接協力者に通報

鬼無里地区

コールセンター方式 見守りセンサー付

（一部コールセンターを通さず直接協力者へ通報されるシステムあり）

利用状況及び設置運営費（平成 21 年 3 月末現在）

長野地区

設置台数 1,201 台

運営経費 年 30,828 円 / 台

豊野、大岡地区

設置台数 87 台

運営経費 年 15,255 円 / 台

戸隠地区

設置台数 12 台

運営経費 年 16,200 円 / 台

鬼無里地区

設置台数 56 台

運営経費 年 54,000 円 / 台

(2) 利用者負担を求める理由

長野市行政改革大綱の実施計画では、市民負担の公平性を確保するため利用者負担を求めることとしています。

また、「あんしんいきいきプラン 2 1」においても、利用者負担の導入を検討することとしています。

(3) アンケート調査を実施

緊急通報システム利用者 100 人に対して訪問・電話によるアンケート調査を実施しました。

- <結果>
- ・実際に通報したことがある利用者は 1 割程度であったが、体調に不安のある利用者には安心感を与えていることが確認された。
 - ・8 割以上の利用者が今後も必要と感じる中、全体の約 7 割の利用者は有料になっても継続して利用したいとの回答が得られた。
 - ・約 2 割の利用者は、有料となれば利用しないと回答した。
 - ・有料化後の月額利用料については、500 円以下という意見が 5 割を占めた。

(4) 委員の主な意見

- ・現状ではシステムを設置しているだけで、何処にあるか分からない人もいる。新たなサービスとしてセンターからの安否確認コールは必要であり、サービスを向上すること。
- ・無料だと設置しているという自覚がなく、何処に置いたか分からないという状態になりがちである。月 500 円でも払っていれば大事にするのではないか。
- ・民間サービスを参考にし、経費節減に努めること。
- ・真に必要とする人に設置されるよう、対象要件も併せて見直しが必要。

(5) まとめ

利用者負担の導入の方向性

ア 行政サービスに対する市民負担の公平性を確保するなどの観点から、利用者負担を導入すべきと判断しました。

イ 利用者の負担割合については、^{【参考】}「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」との整合性及びアンケート調査結果、審議会での意見により経費の 25%以内が妥当と考えます。

ウ 市内全地区をコールセンター方式に統一し、定期的な安否確認コール等を取り入れるなど、サービスの向上を図る必要があります。

【参考】利用者負担に関する基準に基づく見直し方針との整合

「行政サービスの利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」では、サービスの負担割合を公益性の度合いにより 5 段階に区分しています。この区分と整合すると、緊急通報システム設置事業は、健康に不安を持つ、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安心安全を確保する公益性が高い事業であることから、利用者の負担割合は、負担をいただく中で一番低いランクの 25%に該当します。

変更内容

機器、サービス

	現システム	新システム
機器構成 (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置本体(旧機種にハンズフリー機能なし) ・ワイヤレス通報装置 ・火災センサー(オプション) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置本体(ハンズフリー機能付) ・ワイヤレス通報装置(防水型) ・火災センサー付 ・見守りセンサー付
サービス (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区にコールセンターなし ・タクシー会社がコールセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間、看護師が対応するコールセンター方式に全地区を統一 ・安否確認コールを実施 ・装置使用訓練の実施

- ・ 新たなコールセンターは、24 時間、看護師が対応し、適切なアドバイス、処置等を行う。
- ・ 安否確認コールにより、見守りサービスの向上を図る。
- ・ 定期的な機器の使用訓練により、高齢者の安心感や、装置への信頼が高まる。
- ・ ハンズフリー機能により電話機まで行けなくても通話ができる。
- ・ ワイヤレス通報装置に防水機能が付き、浴室でもそのまま使用が可能になる。
- ・ 火災報知機の標準設置により、住まいの安全性を高め、消防法もクリアされる。

対象者要件の統一

地区	現 行	変更(案)
長野	65 歳 ~ 79 歳の独居(市内に子供なし) 80 歳以上の独居又は二人世帯	65 歳以上の独居高齢者 75 歳以上のみの高齢者世帯
豊野	65 歳以上の独居	
戸隠	65 歳以上の独居 65 歳以上の高齢者のみの世帯	
鬼無里	65 歳以上の独居 65 歳以上の二人世帯	
大岡	65 歳以上の独居	